

計算書類に対する注記(特別養護老人ホーム長寿荘拠点区分用)

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却方法
 - ・建物・構築物・車両運搬具並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成24年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 職員の退職給付に備えるため、福島県社会福祉協議会退職共済制度の掛金相当額を計上している。
 - ・賞与引当金
 職員の賞与に備えるため、支払見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び福島県社会福祉協議会退職共済制度を採用している。

4 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当拠点が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

拠点区分

- (1) 特別養護老人ホーム長寿荘拠点計算書類
 - ア 拠点区分資金収支計算書(会計基準省令第一号第四様式)
 - イ 拠点区分事業活動計算書(会計基準省令第二号第四様式)
 - ウ 拠点区分貸借対照表(会計基準省令第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)
 - 「法人本部」
 - 「介護老人福祉施設」
 - 「地域密着型介護老人福祉施設」
 - 「短期入所生活介護」
 - 「通所介護」
 - 「居宅介護支援事業所」
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)
 - 「法人本部」
 - 「介護老人福祉施設」
 - 「地域密着型介護老人福祉施設」
 - 「短期入所生活介護」
 - 「通所介護」
 - 「居宅介護支援事業所」

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	108,050,800	0	0	108,050,800
建物	347,581,091	518,400	26,800,613	321,298,878
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	456,631,891	518,400	26,800,613	430,349,678

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産) 該当なし

建物(基本財産) 該当なし

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得財産	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	777,286,476	455,987,598	321,298,878
建物	0	0	0
構築物	19,428,355	13,044,988	6,383,367
車輛運搬具	24,609,664	21,433,092	3,176,572
器具及び備品	76,587,526	59,244,878	17,342,648
合計	897,912,021	549,710,556	348,201,465

9 債権額、徴収不能引当額の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当額の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	58,164,788		58,164,788
未収補助金	81,200		81,200
合計	58,245,988		58,245,988

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかなるために必要な事項

該当なし